

## 選定後の流れ

### 1 契約の締結

#### (1) 事前面談の実施

出品者として選定された企業（以下、「出品企業」）は、出品代行を委託する事業者（以下、「委託事業者」）と事前面談を行い、以下内容について打合せを行います。

- 出品条件（出品する商品（1社あたり5商品を上限）、商品説明の内容、卸売価格と海外販売価格、輸送方法、成約時の支払金額（卸売価格をベースとします）、商品破損時や返品・返金となった際の対応方法など）
- 出品商品の中国国内における販売許可及び商標に関する取扱いについて

#### (2) 契約の締結

(1)の事前面談の結果に基づいて、双方合意の上で、出品企業と委託事業者との間で販売委託契約を締結します。

### 2 指定する倉庫等（日本国内）への商品発送

出品企業は、指定する日本国内倉庫等へ出品商品を発送します。（発送費用は出品企業の負担となります）

なお、日本国内倉庫等に発送した時点で不備や欠損等があった際の交換等に係る費用は、出品企業の負担となりますので、ご注意ください。

### 3 日本国内倉庫等から中国への商品輸送

日本国内倉庫等から中国への海外輸送にかかる手続きや輸送費用については、委託事業者の負担とします。（保険料や各種税金等についても、委託事業者の負担となります）

ただし、縦 20cm×横 20cm を超える商品にかかる海外輸送については、費用負担について別途相談となります。

また、発送や通関に必要な手続きで追加情報等が必要になった際は、出品企業は速やかに協力してください。

### 4 中国 E C モールへの掲載及び販売

#### (1) 商品情報の提供

出品企業は、以下の商品情報を委託事業者に提供します。

- 出品商品の写真（動画があれば提供可能）
- 商品を説明する文章（日本語可）

写真等データの規格や商品を説明する文章の内容については、掲載する中国 E C モールの規程に沿ったものにする必要がありますので、委託事業者から修正等の依頼があった場合は、出品企業は協力してください。

#### (2) 管理運営に必要となる経費

E C モールの管理運営に必要となる経費（初期費用・構築費用・月額固定費等）は、委

託事業者の負担とします。

販売手数料や中国国内輸送料、保険料や各種税金についても、委託事業者の負担とします。

また、SNS等による出品商品の販売促進、プロモーションにかかる費用は、委託事業者の負担とします。

### (3) 問い合わせや返品・交換の対応

購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応は、委託事業者が代行します。ただし、委託事業者で答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに返信できるようご協力ください。

返品や交換にかかる対応も委託事業者が代行しますが、2. に記載したとおり、日本国内倉庫等に発送した時点で不備や欠損等があった際の交換等に係る費用は、出品企業の負担となります。

## **5 展示販売の実施**

### (1) 展示販売実施に必要な経費

売場の確保や出品商品の輸送及び展示販売については、委託事業者が行います。

販売手数料や保険料、各種税金についても、委託事業者の負担とします。

また、SNS等による出品商品の販売促進、プロモーションにかかる費用は、委託事業者の負担とします。

### (2) 問い合わせや返品・交換の対応

購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応は、委託事業者が代行します。ただし、委託事業者で答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに対応できるようご協力ください。

返品や交換にかかる対応も委託事業者が代行しますが、2. に記載したとおり、日本国内倉庫等に発送した時点で不備や欠損等があった際の交換等に係る費用は、出品企業の負担となります。

### (3) その他

展示販売に参加することは可能ですが、中国渡航に関わるビザ取得を含む諸準備は、出品企業においてご対応ください。

## **6 出品期間終了後の対応（支払い）**

1 (2) で締結した契約に基づき、委託事業者から出品企業に対して、成約件数に応じた支払（卸売価格をベースとします）を行います。

支払いは、日本円で行うこととします。

## **7 在庫がある場合の返送**

中国から日本国内倉庫等への海外輸送にかかる手続きや輸送費用については、委託事業者の負担とします。(保険料や各種税金等についても、委託事業者の負担となります)

また、発送や通関に必要な手続きで追加情報等が必要になった際は、出品企業は速やかに協力してください。

日本国内倉庫等から出品企業への返送に係る費用は、出品企業の負担となります。

## **8 その他**

本募集要項に記載のない費用が発生した場合は、出品企業、委託事業者及び大連・神奈川経済貿易事務所が協議して負担者を決定することとします。

以 上